

北部大阪都市計画用途地域（吹田市決定）等の見直し素案に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間 令和4年（2022年）6月17日（金曜日）～
令和4年（2022年）7月28日（木曜日）

2 提出意見数 19件（16通）

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

	提出意見	市の考え方
1	<p>以前より何度となく陳情している「佐竹台4丁目市営住宅跡地」の売却条件や用地変更について、現状の「第一種中高層住居専用地域」となっているのがその土地だけであり、周囲は全て「第一種低層住居専用地域」となっている。</p> <p>なぜ地域住民に苦痛を強いてまで中高層のままで売却しようとするのか理解しがたい。形だけの説明会を開催してその後の要望にもまともな回答をしない。地域市民としては連名で苦情の申し立てを行ってもよいレベルではないかと話題にも挙がっている。</p> <p>このような見直しの意見を広く集めるのであれば、それに対して誠実に対応をしてほしい。</p> <p>佐竹台4丁目市営住宅跡地については近隣住宅と同じ「第一種低層住居専用地域」へ用途変更することを強く希望する。地域住民としては現状のまま販売されると「土地価格の下落」「戸建て住宅が集合していると真ん中にマンション住民の車の出入りが大量に増えることによる子供や年輩者の危険性（同エリアに歩道なし）」をど</p>	<p>（提出意見1～提出意見12）</p> <p>用途地域は、「吹田市都市計画マスタープラン」に示す都市空間の将来像の実現に向け、まちづくりの方針に沿った市街地像に対応した安定的な枠組みとして定めているものです。しかしながら、前回（平成22年度）の見直しから、「吹田市都市計画マスタープラン」の改定や、大規模敷地における土地利用転換等の変化があり、都市空間の将来像の実現に向け、これらの変化に伴う課題に対応するため、今回、用途地域等の見直しについて検討を進めてきました。</p> <p>今回の用途地域等の見直しにあたっては、令和3年9月に、「吹田市用途地域等の見直しに係る基本方針」を策定し、同基本方針に定める見直しの基本的視点等に沿って、見直し検討地区を抽出し、これまでの用途地域の指定経緯等も考慮して慎重に検討した上で、12地区について「見直し素案」を作成しています。</p> <p>吹田市営佐竹台住宅跡地については、過去より当該敷地周辺の中高層住宅が立地する地域と一体的な用途地域等を指定し、土地利用誘導を図ってきており、今回の「吹田市用途地域等の見直しに係る基本方針」に基づき用途地域等の見直しを検討</p>

	提出意見	市の考え方
	<p>のように考え、その後の対策を行って くれるのかについてもご回答願いた い。</p>	<p>した結果、見直し地区（「見直し素案」の 12地区）とはなりませんでした。</p> <p>なお、当該敷地の土地利用に関しては、 担当部署が、地域と調整しながら、売却条 件等について検討を進めております。</p>
2	<p>佐竹台4丁目6番の吹田市営佐竹台 住宅跡地について、当該地は第一種中 高層住居専用地域であるが、一種低層 住居専用地域と近接しており、新たに 高層の建物が建つと、低層住居地域と の調和が乱れてしまい、景観も崩れて しまいます。</p> <p>更地になった今、近接する町並みの 調和を図るために、佐竹台4丁目6番の 土地を第一種中高層住居専用地域から 第一低層住居専用地域に用途地域 を変更するように都市計画を見直し を頂きたいです。</p> <p>ご検討よろしく申し上げます。</p>	<p>また、提出意見6と提出意見8について は、上記に加え、下記のとおり回答させ ていただきます。</p> <p>（提出意見6）</p> <p>本市では、吹田市第4次総合計画の将来 像の実現に向け、景観面からのまちづく りの基本的な方向性を示すものとして「吹 田市景観まちづくり計画」を定めています。</p> <p>また、「吹田市景観まちづくり条例」及 び「吹田市景観まちづくり計画を推進す るための景観形成基準」により、地域の特 性や周辺と調和した良好な景観が形成さ れるよう、建築物の建築等に際し、規制・誘 導を行っており、今後も引き続き、良好な 景観まちづくりに向けた取組を進めてま いります。</p> <p>（提出意見8）</p> <p>日本万国博覧会を開催した頃の用途地 域の変更については、昭和45年の都市計 画法等の改正による用途地域の細分化等 に伴い、昭和48年に市内全域を対象に行 ったものであり、土地利用状況や土地利 用計画を踏まえ、当該敷地について、そ の周辺の中高層住宅が立地する地域と一 体的な用途地域等を指定し、土地利用誘 導を図っているものです。</p>
3	<p>佐竹台4丁目の市営住宅跡地を、周 囲と同じ条件の「第一種低層住宅専用 地域」に設定し直して頂きたい。</p> <p>周囲の景観をぶち壊していた市営 住宅が無くなり、今の佐竹台4丁目は、 一軒家だけがある 統一感のある街 並みです。この状態を続けるため には、エリア全部を同じ建築条件で括 ることが必要なのですが、ここの1か 所だけが、これに外れています。</p> <p>どうか、見直しをお願いします。</p>	<p>（提出意見8）</p> <p>日本万国博覧会を開催した頃の用途地 域の変更については、昭和45年の都市計 画法等の改正による用途地域の細分化等 に伴い、昭和48年に市内全域を対象に行 ったものであり、土地利用状況や土地利 用計画を踏まえ、当該敷地について、そ の周辺の中高層住宅が立地する地域と一 体的な用途地域等を指定し、土地利用誘 導を図っているものです。</p>
4	<p>佐竹台4丁目6番の吹田市営佐竹台 住宅跡地について。</p> <p>当該地は第一種中高層住居専用地 域ですが、他の区域は一種低層住居専 用地域となっています。この1区画の み一種低層住居専用地域にならない 理由は何でしょうか。この区画に高層 建物が建つと日当たりも悪くなり、交</p>	

	提出意見	市の考え方
	<p>通量も増え環境は悪くなります。</p> <p>更地になったことを機に、佐竹台4丁目6番の土地を第一種中高層住居専用地域から第一低層住居専用地域に用途地域を変更するように都市計画を見直しを頂きたいです。</p> <p>佐竹台地区がより住みやすい街になるようにご検討よろしく申し上げます。</p>	
5	<p>佐竹台4丁目に市営住宅があった頃、一軒家のエリアに突如現れる四角いコンクリートの塊が非常に不自然でした。今は取り壊されたことで、調和のある町並みになっています。</p> <p>このまま、ビルが建たないよう、建築基準を町内で統一していただきたい。</p>	
6	<p>吹田市佐竹台4丁目の市営住宅があった場所を第一種低層としてほしいと思っています。</p> <p>付近は低層住宅が立ち並んでおり、その街並みの良さにその場所を選び、新しく家を建てる若い夫婦も入ってきています。</p> <p>歩いてみればわかりますが、その場所だけ中高層になっており、大変違和感を感じています。</p> <p>吹田市は景観まちづくりを進めておられると聞いています。</p> <p>大きな計画だと思いますが、こうした小さな違和感を無くしていくことこそ、吹田市全体の景観を守ることにつながるのではないのでしょうか。</p> <p>どうか佐竹台4丁目の市営住宅跡地を低層住宅に変更していただき、吹田市の景観を守ってください。</p>	

	提出意見	市の考え方
7	<p>佐竹台4丁目の旧市営住宅跡地について、土地売却に関する話が挙がっている。更地になり暫くの期間が経過しているが、この土地に関する利用について、下記の事項について提案したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種低層住宅への土地の用途地域変更 <p>【理由】</p> <p>この土地の周辺は、戸建住宅が立つ地域であるが、過去の経緯から市営住宅が建てられていた。</p> <p>一部分だけ用途地域が異なり、土地売却によりマンション等の建設が可能であるが、現在の更地になった時期に戸建住宅のみ建設が可能ないように土地用途を変更し、周辺と同様の戸建住宅のみ建設可能な条件に変更することを希望する。</p> <p>戸建住宅側の東側の道路についても住民のみの利用が主であり、交通量の面でも安全が確保できている。</p> <p>今後数十年先を見据えた街づくりの計画として、これを機に近隣戸建住宅と同じ条件で土地を利用する内容とし、街並みを合わせていくことは、将来の地域の調和の観点からも必要な対応になると考える。</p> <p>以上、ご検討のほど宜しくお願い致します。</p>	
8	<p>佐竹台4丁目に住んでる住民です！</p> <p>近々市営住宅の跡地を売却するとの事で、一括売却（分譲マンション業者・戸建業者問わず）と聞いております。</p> <p>この土地は、万博時代に、山田の市</p>	

	提出意見	市の考え方
	<p>営住民が住む為に急遽用途変更し、市営住宅の建築に至ったと聞いています。</p> <p>戸建て住宅が並んで建っている中で、のびつな用途地域だと思います。</p> <p>今回の用途地域の見直しに、この地域も検討して頂けないでしょうか？</p> <p>是非、これを機会に町並みを見直して頂けないでしょうか。よろしくおねがいします。</p>	
9	<p>佐竹台4丁目 佐竹台集合住宅跡地について、現在は解体作業が済んで更地となっている土地ですが、売却に向けて計画が進められているとお伺いしております。</p> <p>ただし、該当の土地の用途は「第一種中高層住居専用地域」であり、隣接する住宅と用途が異なっております。</p> <p>佐竹台四丁目の歴史としては、先に佐竹台集合住宅が建設され、後から徐々に低層住宅が建築されたことにより、現在の低層住宅が立ち並ぶ美しい街並みが構築されました。</p> <p>現状の佐竹台四丁目を見回すと明らかに、佐竹台集合住宅跡地だけ用途が異質であると感じます。</p> <p>更地の売却で集合住宅が建築されると、低層住宅側への圧迫感や交通量増加による危険性が増します。</p> <p>(佐竹台集合住宅の際は駐車場が4台程度であったため、交通量は少なかった。)</p> <p>売却で戸建て住宅が建築されても、周辺の低層住宅と用途が違うため、自治会内での軋轢が発生します。</p> <p>以上の理由により、吹田市が土地を</p>	

	提出意見	市の考え方
	<p>所有している今のタイミングで、佐竹台4丁目 佐竹台集合住宅跡地の用途地域を「第1種低層住居専用地域」に変更することを切望します。</p>	
10	<p>佐竹台4丁目の景観を守るために、市営住宅跡地を「第一種低層住宅地」に変更することを希望します。</p> <p>市営住宅があったころ、一軒家だけのエリアに、突如姿を現すコンクリートの四角い建物に、不気味さと違和感を感じていました。今は 更地なので非常に落ち着いた景観になっています。このままの景観をずっと維持していけるよう、市営住宅跡地を周囲の条件と合わせて頂きたい。</p>	
11	<p>第一種低層住宅のなかにはポツンと吹田市市営住宅があったのはどう考えても不自然極まりませんでした。いびつな住宅政策だったと思わざるをえません。</p> <p>この機会に市営住宅跡地も第一種低層住宅へ見直す必要があると強く思います。</p>	
12	<p>佐竹台4丁目の市営住宅の跡地の更地について用途地域を現在の「第一種中高層住居専用地域」から「第一種低層住居専用地域」への変更を希望します。</p> <p>現在吹田市が所有しているこの土地を民間に売却する計画が進められているのですが、このエリアはこの土地以外の周りの土地は「第一種低層住居専用地域」になっています。元々せまく高低差があり大きい集合住宅を作るのに向かないこの土地に強引に市営住宅が建てられていたのですが、</p>	

	提出意見	市の考え方
	<p>更地にされた際に土地の形状が崩されて大幅に変えられた現在さらに集合住宅を建てるのが困難な土地となっています。</p> <p>ここに新たに集合住宅を建てるとなれば相当大掛かりな工事が必要となり、その場合近隣の住宅に振動や騒音で相当な負担をかけるという弊害があります。市営住宅の解体時に振動でヒビが入るといった被害にあった近隣の住宅もありますので、もし新たに集合住宅を建てるとなればそれ以上の被害を出す可能性が高いです。</p> <p>そしてこの土地が面している2つの道路も1つは一方通行の細い道路で、もう1つも相当細くて歩道、車道の区別もなく歩行者と自動車が両方通るような生活道路です。</p> <p>この土地に新たな集合住宅を建てた場合、自動車を所有する住民が少なかった市営住宅の時とは違い自動車の通行が増えすぎて事故のリスクが大幅に上がります。小学校や中学校への通学路にもなっているので今までよりかなり交通事故リスクが上がるわけですが、事故が起きても民間に売った吹田市や土地を買って集合住宅を建てた会社がその事故の責任を取るわけではありません。</p> <p>これらの理由から都市計画としてこの土地は集合住宅を建てるのにそぐわない土地といえます。</p> <p>またすぐ近くにあった団地が解体された跡地も一戸建ての住宅地になっていますのでその点でもこの地域の都市計画としてこの市営住宅跡地</p>	

	提出意見	市の考え方
	<p>だけに突然ポツンと一つだけ集合住宅を建てることは不自然極まりないと言えます。</p> <p>よって「第一種中高層住居専用地域」のままで民間の会社に売るのはとても無責任であるといえるのです。</p> <p>「第一種中高層住居専用地域」を見直さないままどさくさで民間に売却して何らかの建物が建てられてしまっただけでは用途地の見直しが困難というか実質的に不可能になってしまいます。その点でも更地である現在が用途地の見直しをすべきタイミングとしては最も適当であると言えます。</p> <p>仮にこの土地に集合住宅が建てられることになって工事の振動などにより近隣の住宅が傷つく被害があったり、また集合住宅が建てられてしまっただけでせまい道路に交通量が増えたことによる事故などが起きたりしても吹田市としては何の責任も取らないし取れるわけでもない以上、吹田市として民間に売却する前に「第一種中高層住居専用地域」から「第一種低層住居専用地域」に変更することが絶対に必要であるといえますので、そのように変更していただけるよう要望いたします。</p>	
13	<p>佐竹台四丁目に市営住宅があった場所があり、現在空き地になっています。</p> <p>自治会からの情報で、民間に売ってしまうと聞きました。</p> <p>付近は戸建て住宅しか建っていないのに、あの土地だけ集合住宅がたっ</p>	<p>今回意見募集を行っている見直し素案は、公園等の施設の整備計画について検討しているものではなく、市内全域を対象に用途地域等の見直しについて検討しているものとなります。</p> <p>当該敷地の土地利用に関しては、担当部署が、地域と調整しながら、売却条件等に</p>

	提出意見	市の考え方
	<p>ていて以前から違和感を覚えています。</p> <p>昔からある市営住宅だったので、そんなものかとも思っていました。空き地になって違和感はなくなりました。</p> <p>このまま4丁目の空き地を公園として整備できないでしょうか。</p> <p>佐竹台はマンションも多く、戸建てもさらに増えようとしています。</p> <p>近くにはねむのき公園があつて多くの大人や子供たちが遊んでいます。</p> <p>これ以上公園は必要ないという意見もあるでしょうが、ねむのき公園はボール遊びをしている人が多く、危なく感じることもあるし、背の高い木が多く周りの道路から中がよく見えなくなっています。</p> <p>佐竹台4丁目の空き地を小さな子供が安心して遊ぶことができる公園にすれば、よりよい佐竹台の街づくりになると思います。</p> <p>あたらしくはいつてきた若い家族に住んでよかったと思ってもらえるのではないのでしょうか。</p> <p>民間に売ってしまうのはもったいないと思います。</p> <p>吹田市様にとっては使っていない土地を放置せず売却して回していくことは大切な仕事だとは思いますが、新しいまちづくりを進められているとも聞いています。</p> <p>小さな町の小さな土地のことですが、ここに住んでいる者は、この違和感を次世代に引き継ぐことを心苦しく思っています。</p>	<p>ついて検討を進めております。</p>

	提出意見	市の考え方
	<p>公園が無理であれば、せめて近隣の住宅と違和感のない建物にしてください。</p> <p>どうかよろしく願いいたします。</p>	
14	<p>(①意見)</p> <p>マスタープラン内容的には一般的な視点でまとめられ無難な印象ですが、「少子化」という大きな視点が不足していると思いました。</p> <p>日本の人口は10年前より減少しており、その大きな要因が少子化・出生率の減少であることは誰もが知っている事実です。</p> <p>マスタープランが今後20年(中間で10年)を見据えているのなら、「少子化」が高齢化、環境、災害をも凌ぐ最重要課題だと思えます。</p> <p>将来を担う子育て世代を支援なくして、誰が高齢化、環境、災害等の課題を解決するのでしょうか？</p> <p>都市計画も、子育て世代への支援、誰もが子供を産み・育てる施設環境、ファミリー層が定着できる住環境造りにより出生率を向上させることが、最も重要なテーマであると考えます。</p> <p>(②意見)</p> <p>人口減少に関連して問題視されるのが、空き家問題で、全国で現時点800万戸の空き家があるそうです。</p> <p>吹田市内でどの地域にどれだけの空き家があるのか把握されているのでしょうか？</p> <p>空家は都市計画上無駄な空間であり、戦略的に空家の有効活用を図る制度の創設（例えば子育て世代への活</p>	<p>(①意見)</p> <p>「吹田市都市計画マスタープラン」では、まちづくりの課題の一つとして、少子高齢化が進展する中、安心して暮らせる環境整備が求められていることを整理しており、「安心のまちづくり方針」において、子育てしやすい環境づくりをめざす旨を示しております。</p> <p>また、本市では、「吹田市都市計画マスタープラン」の高度化版としてみなされるとともに、当該マスタープランの一部として位置づけられる「吹田市立地適正化計画」を策定しております。</p> <p>「吹田市立地適正化計画」では、将来的な少子高齢化や人口減少を見据え、医療、子育て、文化等の都市機能を増進させる施設の立地を誘導する区域の設定や、その誘導に必要となる施策等を定めております。</p> <p>(②意見)</p> <p>本市では、市内の空家等について調査し、課題を分析したうえで、令和2年3月に、空家等の問題の解消に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する「吹田市空家等対策計画2020」を策定しました。</p> <p>利活用が行える状態で存在する空家等は、まちの資源となり得るため、市内の住環境の魅力を育み高めるよう「吹田市空家等対策計画2020」に基づき、取組を進めま</p>

	提出意見	市の考え方
	<p>用にも有効な支援策になると思います)、そして今後の整備が空家を生み出さない、魅力ある定着できる住環境づくりが必要だと思えます。</p> <p>(③要望)</p> <p>次に私の住む地区について要望です。</p> <p>私の住む地域は、第1種住居地域・16m第4種高度地区となっていますが、添付(※)で囲む地域は、2階建て・3階建ての住宅がほとんどであり、公園や青少年センター、運動場といった公共施設も備わり、建都レールサイド公園・図書館も近隣に整備された、ファミリー層中心の低層住宅で定住したくなる良好な住環境となっています。</p> <p>せっかく当該地域がこのような良好な住環境であるのに、3階建て以下の建物の街区内に、緩和条件により25mまで可能な中高層マンションが建てられるような都市景観を乱す「第1種住居地域・16m第4種高度地区」であることは極めて不自然な都市計画だと思えます。</p> <p>高度制限を加えることで、ファミリー層中心の低層住宅で定住したくなる良好な住環境が保たれると考えます。</p> <p>用途地域の見直し・変更を要望させていただきます。</p> <p>岸部中の添付の地区について「低層住居専用地域・10m or 12mの高度制限」への変更を要望します。</p>	<p>す。</p> <p>「吹田市空家等対策計画2020」について御質問等ございましたら、本市住宅政策室まで御連絡ください。</p> <p>(③要望)</p> <p>用途地域は、「吹田市都市計画マスタープラン」に示す都市空間の将来像の実現に向け、まちづくりの方針に沿った市街地像に対応した安定的な枠組みとして定めているものです。</p> <p>御要望の地域は、住宅以外に、事業所等の他用途の建築物がある程度混在して立地しており、「吹田市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」に基づき、主に、第一種住居地域を指定しているところです。</p> <p>また、同指定基準では、用途地域ごとに高度地区等の標準的な組み合わせを定めており、当該地域は、第一種住居地域において基本として定める16m第四種高度地区を指定しているところです。</p> <p>今回の用途地域等の見直しについては、令和3年9月に、「吹田市用途地域等の見直しに係る基本方針」を策定し、同基本方針に定める見直しの基本的視点等に沿って、見直し検討地区を抽出し、これまでの用途地域の指定経緯等も考慮して慎重に検討した上で、12地区について「見直し素案」を作成しており、御要望の地域は、今回の見直し地区とはなりません。</p>

	提出意見	市の考え方
	<p>(④要望)</p> <p>マスタープランの終章において、「地区まちづくり構想」を拝見しました。</p> <p>市役所で市内全域の現況状況を把握することは難しく、制度としては素晴らしいと思いましたが、住民の合意形成が前提というのもその通りだと思います。</p> <p>しかし、そもそも市民のほとんどが「地区まちづくり構想」のことを知らないことを考えると、住民の合意形成を確認するのは、行政（市）の仕事だと思います。（一住民が地域住民の合意形成を図るのは至難の業であり、「地区まちづくり構想」の制度自体が形骸化するかと）</p> <p>そこで、上記③の要望について、当該住民にアンケートをとって頂き、アンケート結果により「地区まちづくり構想」を支援して頂くことを要望します。</p> <p>アンケートも用途地域・高度地区と言われても判る人は少なく、判りやすいものにして頂きたいです。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この地区では現状、緩和条件により最大25m（概ね8階建て）までの建てられますが、地区の都市計画として妥当だと思いますか？ ・用途地域・高度地区の規定を変更すると、最大〇mあるいは概ね●階建てまでとなりますが、変更を希望しますか？ <p>というような、判りやすい聞き方にしてほしいです。</p>	<p>(④要望)</p> <p>「吹田市都市計画マスタープラン」は、概ね20年先を目標年次とし、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、意見募集やまちづくりワークショップの開催等を通じ、市民意見を取り入れて策定したものとなります。</p> <p>「地区まちづくり構想」は、地区ごとの状況や住民主体のまちづくりに柔軟に対応できるように、住民が熟議を重ねてまとめたまちづくり構想等を、「吹田市都市計画マスタープラン」の一部として位置づけられるように創設した仕組みです。</p> <p>そのため、住民や事業者等が発意する場合には、当該地区の住民等の中で一定の合意形成が図られていることを前提としております。</p> <p>「地区まちづくり構想（案）」の策定にあたっては、都市計画に関する専門家（アドバイザー）の派遣などの支援も行っておりますので、本制度について御質問等ございましたら、本市都市計画室まで御相談ください。</p>

	提出意見	市の考え方
15	<p>私は長野東地区に住む、働きながら2人の小さい子供を育てている母親であり、世帯主です。封建的で女性差別の激しい会社で辛い思いをしながらも必死で働き、子ども達を食べさせ、そして貴方たちに税金を納めています。</p> <p>そのお金で、たった今、貴方がたは何をしようとしているのか分かっておられますか？私どもがライフプランにそって住まいを広げ、幸せに住む権利を奪おうとしています。私どもの住む地域は、景観という、「私たち以外の誰かにキレイに見られるため」という理由で、容積率/建蔽率200/60から150/60への改悪を受けようとしています。</p> <p>私どもの子供がそのうち思春期を迎え、受験生になり、勉強に集中するための部屋を持ちたくなる。就職後も同居すれば、今度は彼らも吹田市に税金を納めるようになり、吹田市にとって良い循環が生まれるでしょう。</p> <p>ところが今回の改悪で彼らのために新しく部屋を増築してあげられることもできないようでは、彼らが良好な住環境で受験に成功し、就職し、吹田市に納税する好循環を元から断ち切ることとなります。なぜそのような、誰も幸せにならないブルシットジョブを苦勞してわざわざ実行しようとされるのですか？</p> <p>しかも今はまさにパンデミックの最中で、自宅隔離用の部屋の必要性、在宅勤務用の部屋を増築など、より余裕のある住環境が急務です。今回の改</p>	<p>(提出意見15、16)</p> <p>見直し素案の「長野東地区」は、企業施設跡地から現在の土地利用への転換が行われた際に、良好な住環境の形成を図るため、平成20年1月に「長野東地区地区計画」を都市計画決定しています。</p> <p>当該地区に定める地区整備計画により、「長野東地区」のうち、戸建住宅等が立地する区域については、建築物の容積率の最高限度は150%となっております。</p> <p>見直し素案の内容については、戸建住宅地へ土地利用転換された現在の土地利用状況や、「長野東地区地区計画」で定めている容積率等を踏まえ、用途地域の区分により定める指定容積率200%と150%の境界線の位置を見直すものであり、現在の当該区域の建築物の容積率の制限内容が変わるものではありません。</p>

	提出意見	市の考え方
	<p>悪案はあまりにも時代に逆行しすぎていますし、最悪の場合、生命さえ奪う危険性をはらんでいます。</p> <p>容積率/建蔽率の改悪案は断固反対します。即刻取りやめていただきたい。生命を守るために、愚策の実行を取りやめ、どうか勇気ある撤退をしていただきたい。もし、それができた暁には、吹田市を誇りに思う住民はあれど、その逆は1人もいないでしょう。</p> <p>ライフステージや時代の変化に伴って、増築など、柔軟に「住まいを人間に合わせてあげられる」、そんな当たり前の、人に優しい政策が求められているのに、逆に「人間を住まいに合わせてようとする」のは根本から間違っています。</p> <p>私たちはマスコットではありません。よその誰かにキレイだなと鑑賞されるために住んでいるのではなく、1人ひとりが、健康に幸せに人生を送るためにここに住んでいるのです。</p> <p>もう一度言います。どうか長野東地区の容積率/建蔽率200/60から150/60への改悪は取りやめてください。吹田市の勇気ある撤退、賢明な決断を心から信じています。</p>	
16	<p>長野東の容積率/建蔽率が200/60から150/60へ変更される区画に住んでいます。</p> <p>幼い子供がいます。</p> <p>今はまさにパンデミックの最中であり、</p> <p>自宅隔離用 在宅勤務用 の部屋の増築が必要です。</p>	

	提出意見	市の考え方
	景観よりも住民の命が大事だと思われるなら、容積率/建蔽率を狭くするのは中止してください。	

(※)

